

岡山県の一部の地域における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

平成 30 年 10 月 26 日

国民年金基金連合会

個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月豪雨における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例（平成 30 年 7 月 31 日公告）第 2 号において別途公告で定めることとされている日は、同特例第 1 号で定めた指定地域のうち、岡山県倉敷市真備町に係る場合に限る、平成 30 年 12 月 25 日とする。